

平成27年度ウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会（第1回）
議事概要

〔平成27年10月16日（金）〕
〔農林水産省共用第10会議室〕

I 報告事項

1 平成27年度の調査結果

農林水産省から、本年度実施したウメ輪紋ウイルス（以下、「PPV」という。）の発生調査（防除区域調査、広域調査）及び東京都青梅市及び兵庫県川西市で取り組んでいる強化対策の結果等を報告した。

専門家から、感染植物の詳細を確認する質問が出された。

II 協議事項

1 緊急防除の防除区域の追加・除外

農林水産省から、本年度の調査の結果を踏まえ、広範囲に自然感染が認められると判断された地域は、植物防疫法(昭和25年法律第151号)に基づく緊急防除の防除区域に指定し、また、連続して3年間、感染植物が確認されなかった地域は、防除区域から除外する方針について説明を行った。

専門家から、調査で確認された感染植物が自然感染（アブラムシによる感染）と考えられるか否かを確認する質問が出され、一部地域については、改めて感染植物の来歴等を調査した上で指定の判断をすべきとの意見があった。

また、兵庫県から、防除区域には指定されているが、近隣の感染植物から500m以上離れている地域及び宿主植物が存在しない地域について、防除区域から除外の提案があり、専門家から、宿主植物の植栽状況等をよく確認した上で判断すべきとの指摘があった。

以上を踏まえ、防除区域の追加及び除外を検討する地域は下記のとおり。

○ 防除区域への追加を検討する地域

愛知県一宮市（一部江南市を含む。）、犬山市、大口町及び扶桑町の一部地域

大阪府河内長野市及び富田林市の一部地域

○ 防除区域からの除外を検討する地域

東京都昭島市、八王子市、福生市、奥多摩町の一部地域

兵庫県伊丹市、宝塚市の一部地域

2 強化対策の効果検証

東京都青梅市及び兵庫県川西市は、PPVの根絶の早期化を図るため、本年度から、①アブラムシ防除、②年3回の感染状況調査、③感染植物の即時伐採を内容とする強化対策に取り組んでいる。農林水産省から、両市における取組状況、効果検証試験の結果について報告し、検討を行

った結果は以下のとおり。

(1) 取組状況

ア 東京都青梅市

アブラムシ防除を4～5月に、感染状況調査を、5月上旬、6月上旬、8月下旬に実施し、計190園地、253本の感染が確認された。これら感染植物について、感染確認後2週間以内に感染植物の約6割の枝の切除が実施されたが、約1.5割は1ヶ月以上を要する結果となった。

イ 兵庫県川西市

本年度は、感染状況調査と感染植物の即時伐採に取り組んでおり、感染状況調査を4月下旬～5月中旬、6月、7月下旬～8月中旬に実施し、計9園地、12本の感染が確認された。これら感染植物について、感染確認後10日以内におおむね枝の切除が実施された。

(2) 効果検証試験の結果

強化対策の効果を検証するため、農林水産省は、青梅市において、

- ①実生苗を用いた感染調査(4月末～10月、来春にも調査を実施予定)、
- ②ウメにおけるアブラムシの寄生率調査(5月～9月)、③有翅アブラムシの発生状況及びPPV保持状況調査(5月～7月、10～11月にも調査を実施予定)を実施した。

効果検証試験の結果、強化対策によりアブラムシの寄生は低く抑えられており、一定の効果が確認された。しかしながら、5月に、梅郷地区に設置したトラップにPPVを保持したアブラムシが1頭確認された。

(3) 専門家の評価

ア 東京都青梅市

強化対策の効果の発現は見られるものの、感染源の除去を目的とした枝の切除に一部時間を要したこと(PPVを保持したアブラムシが確認された原因の一つと考えられる。)から、植栽の判断は次年度にすべきと評価された。

イ 兵庫県川西市

本年度は感染状況調査及び感染植物の即時伐採のみの取組であり、強化対策全体としての評価はできないことから、植栽の判断は次年度にすべきとされた。

3 防除対策の見直し

(1) 調査方法等について

農林水産省から、感染植物が確認された場合に実施する調査及び根絶を確認するための調査について、アブラムシによる感染範囲が500m程度と推計されていることを考慮し、感染植物からの距離に応じ、悉皆調査と抽出調査を実施する新たな調査方法について説明を行った。

専門家からは、考え方については妥当であるが、抽出調査とする部分については、妥当な調査植物率を再検討する必要がある旨の指摘があった。

(2) ハナモモの取扱いについて

現在、切枝(切花)については、栽培の用に供する場合、移動制限

の対象としている。一方、花芽の萌芽した切枝については、栽培の用に供し得ないとの知見がある。このため、花芽が萌芽した状態で出荷されていることを確認できる場合には、移動制限の対象としないこととする方針について説明を行った。

専門家から、方針については妥当であるが、移動制限の対象が変更となることから、混乱が生じないように、周知を徹底する必要があるとの指摘があった。

Ⅲ その他

1 対策検討会で得られた意見の取扱い

農林水産省は、対策検討会で得られた専門家の意見を踏まえ、最終的な対応方針を決定し、「プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）」の改正等を行うこととしている。

（以上）